

令和 2 年度 医療的ケア児支援者育成業務

仕 様 書

1 委託業務名

令和 2 年度 医療的ケア児支援者育成業務

2 実施期間

契約の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

3 目的

この業務は、人工呼吸器等を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）に対し、障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）において医療的ケアを提供する介護従事者等支援者を対象に、成人とは異なる小児の障がい特性等への対応に重点を置いた実技研修を実施するとともに、当該研修を受講した支援者が在籍する事業所等の情報を周知することにより、医療的ケア児支援人材の育成及び地域における支援体制の充実を図ることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 医療的ケア児支援者実技研修の実施

① 受講対象者

事業所等において、現に医療的ケアを提供する、看護師、介護福祉士、その他研修を修了した介護職員等（採用予定者を含む。）

② 受講者申し込みの受付・研修会の開催

原則として 3 名以上の受講者を取りまとめた事業所等单位での申し込みを受け付け、当該事業所等と開催場所、日時等の調整を行ったうえ研修会を開催すること。

③ 回数

委託期間内に概ね 10 回（10 事業所等）程度の研修会を開催すること。

④ 実施項目

受託業務を実施のために、受託者が実施する項目は以下の項目及びこれらに付帯する業務とする。

ア カリキュラムの策定（主な項目については、別表を基本として調製すること。）

イ 講師の人選及び手配（日程調整、送迎、旅費の支払い等を含む。）

ウ 研修資料の作成・印刷・配付、その他必要な資機材等の手配

エ 研修受講事業者等の募集（別に県においても、公式ホームページ等での周知に努めること。）

オ 研修申し込みの受け付け（開催場所・日時の調整等を含む。）

カ 研修の当日対応、記録、受講者アンケート実施

(2) 研修修了者が在籍する事業所等情報の周知

① 周知内容

令和 2 年度 医療的ケア児支援者実技研修を修了した支援者及び事業所等の同意を得た上で、所属する事業所等の名称、経営主体、所在地、連絡先、修了者の職種及び職種別人数を一覧表に整理して周知すること。

② 周知対象

医療的ケア児の保護者、県内の市町村、関係医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所等とすること。

③ 周知方法

令和2年度医療的ケア児支援者育成業務応募要領に定める資格要件の一である(8)の事業実績として、受託者において形成・運用されているネットワークの活用も考慮しながら周知すること。

併せて、県においても県公式ホームページ上に、成果物として提出される①の一覧表を掲載し、周知を図るものとする。

5 業務計画書の提出について

受託者は、業務を実施するに当たり、別に定める日までに「令和2年度医療的ケア児支援者育成業務計画書」(別紙様式)を提出し、知事の承認を得ること。

また、業務実施中に業務計画の変更を要する場合には、その旨知事に協議すること(様式任意)。

6 業務実施の報告

業務実施後に、契約書により定める様式に基づき、業務実績及び収支精算額を県に報告する。業務実績については、上記4に掲げる業務内容の成果及び収支精算(支出書類等写しを含む)を中心に取りまとめること。

7 成果物と著作権の取扱い

(1) 成果物

実績報告書及び収支精算額の報告書の他に、受託者は研修資料、研修修了者周知用一覧表及び受講者アンケートを受託業務終了後速やかに提出すること。

(2) 著作権の取扱い

ア 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引き渡し時に県に無償で譲渡する。

イ 業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

8 費用

(1) 委託料に含まれる経費

本業務の委託料は、人件費、研修経費(謝金、旅費、需用費、消耗品費等)その他の本業務実施に伴い発生する業務に係る一切の経費を含むものとする。

(2) 委託料の充当対象

本業務に従事する職員については本業務への専従を要件としないが、障害児入所給付費、障害児通所給付費、介護給付費、訓練等給付費、障害児施設措置費、市町村地域生活支援事業その他の本業務以外の事業等において支弁される経費をもって配置している従業者の人件費に対しては、本業務の委託料を充当しないこと。

9 留意事項

本業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知)第3に規定する合理的配慮について留意すること。

別表 カリキュラム

科目名	時間数 (h)	内 容
小児を対象とした医療的ケアに係る実技研修	2	<p>1 小児医療的ケアに係るモデル（人形など）と実際に使用する物品等を用いた以下の実施行為別の実技体験</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 口腔内の喀痰吸引 (2) 鼻腔内の喀痰吸引 (3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引 (4) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (5) 経鼻経管栄養 <p>2 小児医療的ケアに関する以下の実施行為別の解説</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 口腔内の喀痰吸引 (2) 鼻腔内の喀痰吸引 (3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引 (4) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (5) 経鼻経管栄養 <p>※ 2の解説は、受講者の理解を促す観点から、1の実技体験を行う際に同時に行うこと。</p>

※ 受講者が修了している実施行為の内容に応じ、県と受託者の協議によって変更する場合があります。

(別紙様式)

令和2年度医療的ケア児支援者育成業務計画書

第 号
令和2年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

所 在 地：
団 体（法人等）名：
代 表 者 職・氏 名：

印

このことについて、下記のとおり策定しましたので協議します。

記

項 目	内 容
研修内容（骨子）	
職員体制 （予定者）	研修事務局職員： 名 （配置予定者の氏名、経歴、資格等を記載した書面を添付のこと）
業務運営計画 （仕様書に掲げる実施 項目ア～カに応じて、項 目ごとに具体的な業務 計画を記載してくださ い。）	ア カリキュラムの策定
	イ 講師の人選及び手配
	ウ 研修資料の作成・印 刷・配布、その他必要な 資機材等の手配
	エ 研修受講事業者等の募 集
	オ 研修申し込みの受け付 け（開催場所・日時の調 整等を含む。）
	カ 研修の当日対応、記録、 受講者アンケート実施

※ 収支予算書（様式任意）を添付すること。
適宜様式をコピーして別葉として差支えないこと。